

官報

号外 昭和二十六年六月一日

○第十回衆議院會議録第四十四号

昭和二十六年五月三十一日(木曜日)
議事日程 第四十三号

午後一時開議

第一 地方公務員法の制定に伴う

関係法律の整理に関する法律案

(内閣提出、参議院送付)

第二 ニッケル製錬事業助成臨時

措置法案(内閣提出)

第三 緊要物資の流通に関する法

律案(内閣提出)

第四 農林物資規格法の一部を改

正する法律案(河野三君外三

名提出)

●本日の会議に付した事件

弁護士法の一部を改正する法律

案(本院提出、参議院回付)

全国選挙管理委員会委員の指名

全国選挙管理委員会事務局員の指

名

日程第一 地方公務員法の制定に

伴う関係法律の整理に関する法

律案(内閣提出、参議院送付)

日程第二 ニッケル製錬事業助成

臨時措置法案(内閣提出)

日程第三 緊要物資の流通に関す

る法律案(内閣提出)

日程第四 農林物資規格法の一部
を改正する法律案(河野三君
外三名提出)

電話設備費負担臨時措置法案(内
閣提出)

理容師法の一部を改正する法律案

(高橋君外十一名提出)

午後二時三十分開議

○副議長(岩本信行君) これより会議
を開きます。

弁護士法の一部を改正する法律案

(本院提出、参議院回付)

○副議長(岩本信行君) 参議院から、

本院提出、弁護士法の一部を改正する

法律案が回付されました。この際議

事日程に追加して右回付案を議題とな

すに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと

認めます。よつて日程は追加せられま

した。

弁護士法の一部を改正する法律案の

参議院回付案を議題といたします。

弁護士法の一部を改正する法律案

右の貴院提出案は本院において修正

議決した。よつて国会法第八十三條

によりここに回付する。

昭和二十六年五月三十一日

参議院議長 佐藤 尚武

衆議院議長 林 漢治

(小字は参議院提出)

弁護士法の一部を改正する法

律案の一部を次のように修正す

る。

第五條第二号中「法務府事務官又

は之を法務府事務官」に改め、「法

務府研究所の教官の下に」又は「法

院若しくは参議院の法制局参事」を

加える。

(参議院の次に次の一語を加へる。

(参議院の項を)

第三十三條の二 弁護士は、受任している事件

について、専断弁護士法に對し、公明正又は

公明の態度に對し、必要の事項の報告を求

めることとし、これを拒絶し、申出があ

つた場合において、司法官廳又は、その申

出が適当でないとき、これを拒絶し、これを拒絶

するときは、懲罰の處分に處せられることと

する。

2 弁護士は、懲罰の處分による場合に基

き、公明又は公明の態度に對し、必要の

事項の報告を求めらるることとする。

第三十三條第二項を第三項とし、同

條第一項を次のように改める。

第三十條 弁護士は、報酬ある公職

を兼ねることができない。但し、

参議院若しくは参議院の議長若し

くは副議長、内閣総理大臣、國務

大臣、内閣官房長官、内閣官房副

長官、政務次官、内閣総理大臣補

佐官、國務大臣補佐官の職又は同

会若しくは地方公共団体の議会の

議員、地方公共団体の長その他公

選による公職につき、又常時勤務

を要しない公務員となり、あるいは

は官公署より特定の事項について

委嘱された職務を行うことは、こ

の限りでない。

2 弁護士は、前項但書の規定によ

り常時勤務を要する公職を兼ねる

ときは、その職に在る間弁護士の

職務を行つてはならない。

○副議長(岩本信行君) 本案の参議院

の修正に同意するに御異議ありません

か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと

認めます。よつて参議院の修正に同意

するに決しました。

○副議長(岩本信行君) 全国選挙管理

委員会委員海野吉君が退職され、委

員に一名の欠員を生じたので、こ

れを補充しなければなりません。よつ

てこの際、全国選挙管理委員会委員の

指名を行います。

○議長(岩本信行君) 全国選挙管理委員会

委員の指名については、その手続を省略

して、議長において指名せられんこと

を命じます。

○副議長(岩本信行君) 岡永君の動議

に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと

認めます。よつて議長は全国選挙管理

委員会委員に莊原達君を指名いたしま

す。

昭和二十六年五月三十一日
第三十三回衆議院會議

八号を第六号とし、以下二号ずつ繰り上げる。

第六十六條第一項及び第二項中「事務職員及び技術職員」と「事務職員、技術職員及びその他の職員」に改める。

第六十七條第一項中「事務職員及び技術職員」を「事務職員、技術職員及びその他の職員」に改める。

同條第二項中「職務」の下に「給與を、教育公務員特例法」の下に「昭和二十四年法律第一号」を加え、「別に地方公共団体の職員に關して規定する法律」を「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）に改める。

第六十八條を次のように改める。

（教育公務員の特例）

第六十八條 地方自治法第二百四條から第二十六條までの規定は、前條第三項に規定する職員で常勤のものに、同法第二百三條及び第二百六條の規定は、前條第二項に規定する職員で非常勤のものに、これを準用する。

第八十一條本文中「第六十七條第一項及び第六十八條第一項に規定する別に地方公共団体の職員に關して規定する法律が制定施行されるまでは、この地方公務員法の適用規定が施行されるまでは、これら第一項及び第六十七條第二項及び第六十八條に改める。

（労働組合法の一部改正）

第四條 労働組合法（昭和三十四年

官報外 昭和二十六年六月一日 衆議院會議第四十四号 地方公務員法の制定に伴う関係法律の整理に關する法律案

法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

第四條を次のように改める。

（労働法の改正）

第五條 労働法の第一節を改正する法律（昭和二十二年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

附則第十條第三項第三号中「議会の書記長を議長とする事務局」を「書記長を議長とする事務局」に改める。

七 地方公務員法（昭和二十五

年法律第二百六十一号）第十

二條第一項及び第四項に規定

する事務職員

附則

一 この法律は、公布の日から起算する。

地方公務員法の制定に伴う関係法律の整理に關する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三條によりここに送付する。

昭和二十六年五月二十六日

衆議院議長 佐藤 尚武

衆議院議長 佐藤 尚武

（前掲案三編）

〇前掲案三編 たいき議論となり

ました地方公務員法の制定に伴う関係法律の整理に關する法律案につき、地方行政委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

御承知のこと、第九國會におきまして、地方公務員の身分取扱いに關する基本法である地方公務員法が成立いたしましたので、これに伴い関係諸法律に必要の整理改正を加える必要が生じ、五つの関係法律、すなわち地方自治法、警察法、教育委員会法、労働組合法及び恩給法の一部を改正する法律につぎまして規定の條を訂行おうとするのであります。

改正のおもたる点の第一は、地方自治法におきまして、現行法では、雇用

人等、私法上の雇用契約に基く職員について規定を欠いてゐるのであります

が、地方公務員法がこれらを地方公務員として取扱つてゐるのに応じまし

て、その職の設置、定数及び身分取扱いについて所要の規定を設けることとし、また地方公共団体の長、議会の議員等が兼得しないものとなつたので、

（労働職員が兼得しないもの）と改めて

いるのであります。

第二は、警察法につきまして、都道府県公安委員会及び市町村公安委員会の委員の選任停止の期間に關して、地方自治法同様「有給吏員」であるのを、

「常勤の職員」と改めること、その他所

要の改正を加えてゐるのであります。

第三は、教育委員会法につきまして、雇用人について、その職の設置、定数及び身分取扱いについての規定を新たに設ける等の改正を加えてゐるのであります。

第四は、労働組合法におきまして、地方公務員法の制定に伴う必要となり

ました規定を削除してあります。

第五に、恩給法の一部を改正する法律につぎまして、地方公務員法によつて設置せらるる人事委員会または公平委員会の事務職員のうち、都道府県及び特別区の事務職員につき、恩給法に

の質疑がありました。五月二十六日、本付託となり、同二十八日、討論を省略して採決いたしましたところ、多数の賛成を得て可決すべきものと決定いたしました次第であります。

右御報告申し上げます。（拍手）

〇副議長（若本健行君） 討論の通告があります。これを許します。立花雄男君。

（立花雄男君登壇）

〇立花雄男君 日本共産党は、本法案に反対であります。

御承知の通り、地方公務員法は、百五十万の地方公務員から労働三法の適用をはずしまして、労働者としての基本的人權を奪つたものであります。従つて、これが制定に關する関係法令の整備をいたすすれば、当然奪われ

た諸權利に對しまして、あるいは保護をはずされた利益に對しまして、これを擁護すべきが當然だと考へるものであります。しかるに、この法案は何らこの点に觸れていないのであります。

實際問題といたしまして、現在宮城縣におきましては、組合委員長以下十六名、北郡の管内におきましては、同じく委員長以下十名の不当首切りが起つておりました。さらに青森縣にお

きましては四百名、あるいは長野縣松本市においては現職員の二〇%の首切り等、全国をみるとこの自治体におきまして、不当首切り、行政整理が續々と

日程に上りつゝあるものであります。しかも、その大部分は地方財政の困難が理由であります。御承知のこと、地方財政の困難は、外国の軍事的干渉政策のためにますます、困難の一途をたどつてゐるものであります。吉田総理は戦前改革の構想を發表いたしてありますが、まず第一に吉田総理があげましたものは、二〇%の行政整理であります。まことに地方公務員法は、共産党の指摘いたしましたごとく、地方公務員の手足を縛り上げておいて、その首を切るための首切り法案であるといふことは事実でございます。

地方公務員法の施行後、地方公務員は、まづたゞ首の切られつばなしであります。何となれば、宮城野行では、首を切られし人々が地方の労働委員会に訴へますと、お前たちはもはや労働者ではないと言つて、この提訴を取上げません。また知事に対して労働組合が交渉をいたさうとしたとしても、もはやお前たちは労働組合ではないのであるといふうちに、交渉に應じないものであります。まづたゞ地方公務員は、首を切られても泣き入りの状態であり、またどこへ文句が言つて行けないというのが現実であります。

地方公務員法によりまして、いろいろ問題を挑むことになつておられます。人事委員会は、しかし遺憾ながら現在はまだないものであります。来月の十二日にならなければでき上らないのであ

ります。これは明らかに法の不備でありまして、地方公務員法施行後数ヶ月間は、まづたゞ地方公務員の利益を守る法律の空白状態でありまして、それはかりか、地方当局者は、地方公務員法五十三條をたてにとりまして、組合の登録を拒否してゐるものであります。たとえば宮城県、愛媛県あるいは京都府等におきまして、実態問題として組合の登録が認められず、従来旧法に組合業務を遂行してゐましたところの職員労働組合は、その登録を拒否されて、今後組合としての仕事を円滑に遂行することができなくなりつゝあるものであります。

かくのごとき、地方公務員法三十三條あるは三十七條を適用いたしましたして、一方の労働者、行政整理をやると同時に、他方では五十三條を不法に運用いたしまして、従来ありましたところの組合をすく否定しようとしてゐるものであります。しかし、この法の不備に對しては、政府は何もこの法案によつてこれを改善する提案をしていないのであります。

今や日本の労働者は、法律によつては自分の権利を、あるいは生活を守ることができなくなつておるといふなければなりません。このことは、最近の連隊軍関係の労働者に対する取扱ひ、あるいは新結集関係の直接下地といふにかが労働者の取扱ひにも明白に現れつつあるところでありまして、す

なわち、連隊軍要員労働者は、七月一日よりドル拂ひ制を適用せられることになりました結果、労働基準法その他国内法によりましてこの労働者の諸権利は保障せられなくなりました。ところが一方、アメリカの労働基準法の適用を受けるのかといふは、それでもないのであります。この点に關しまして、外務省は、一種の治外法権であるといつて、ごまかしてゐるにすぎません。

一体、これらの労働者は、どの国の、どの法律によつて労働者としての自分が保障され、あるいは権利が守られるのでありましょうか。このことは、新結集関係の日立寧、大崎労働者数千人についても同様の取扱ひがなされんとしてゐるものであります。まことに日本の労働者にとりましては重大な問題と言はざるを得ないのであります。政府はこれに對しまして、何ら態度を明らかにせず、また責任を回避してゐるものであります。

一体、彼らは労働者であるのか、奴隷であるのか、このよきな状態のものを追ひ込まれた連隊軍関係労働者は、先般大会を開きまして、深甚な不安にたゞながら、日本人労働者の身分は日本政府が保障すべきであるといふ悲憤を叫び声をあげてゐるものであります。吉田総理は、この叫びを、何と聞いてゐるのであるのです。

うな労働者の無権利状態を拡大し、日本のすべての労働者を奴隷にする方向に進みつつあることは明白であります。しかも、この奴隷化政策が、外国のための、また戦争のための奴隷化政策であることも明白であります。日本の労働者が人間である限り、この吉田内閣の奴隷化政策に對しまして、必ずや立ち上るであらう。また日本の労働者が、日本人として日本の独立と平和を心から望んでゐる限りは、吉田内閣が日本の労働者を外国の奴隷にし、その結果、日本をやり方に対しては、断固として闘争を立ち上るであらう。

日本共産党は、吉田政府の先陣政策の一環であるところの本法律案に對しましては断固として反對するものであります。

○副議長(若本信行君) これにて討論は終局いたしました。

報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○副議長(若本信行君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

第三 緊要物資の売拂に關する法律案(内閣提出)

第四 事業開始後三年間の生産の予定数量

○副議長(若本信行君) 日程第二、ニッケル製錬事業助成臨時措置法案、日程第三、緊要物資の売拂に關する法律案、右兩案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。通商産業委員長小金澤君。

ニッケル製錬事業助成臨時措置法案

（目的）

第一條 この法律は、臨時にニッケルの製錬事業の助成の措置を講ずることにより、ニッケルの増産を圖り、國民經濟の発展に寄與することを目的とする。

（事業者の指定）

第二條 銻石を使用するニッケルの製錬事業（以下單に「事業」といふ）を行う者は、この法律に基き助成を受けようとするときは、通商産業大臣の指定を受けなければならない。

2 前項の指定を受けようとする者は、この法律の施行の日から三個月以内に、左に掲げる事項を記載した事業計画書を添えて、通商産業大臣に申請しなければならない。

一 事業のための設備の概要

二 事業のための設備の工事設計及び工事の完成の予定期日

三 事業のための必要資金の額及びその調達の方法

四 事業開始後三年間の生産の予定数量

事業開始後三年間の予想される生産に要する原価
六 事業開始の予定期日
七 鉱石の取得の計画
八 通商産業大臣は、前項の規定による申請があつた場合において、その申請が左に掲げる基準に適合していると認めるときは、指定をしなければならない。
一 当該事業が開始されることにより、ニツケルの供給がその需要に對し著しく過剰とならないこと。
二 当該事業のため必要な設備の工事に要する費用の額が通商産業省令で定める額をこえないこと。
三 当該事業における生産に要する原価が通商産業省令で定める額をこえないこと。
四 事業開始の予定期日がこの法律の施行の日から一年以内であること。
五 当該申請をした者が事業を適確に遂行するに足りる能力を有する人であること。
第三條 前條第一項の指定を受けた法人以下（指定業者）は、（一）に於いて合併があつたときは、合併後存続する法人又は合併により設立した法人は、指定業者の地位を承継する。
二 前項の規定により指定業者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を添えて、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。
第四條 指定業者は、第二條第一項第一号から第四号まで又は第六号に掲げる事項を変更しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。この場合において、第二條第三項の規定を準用する。
二 指定業者は、事業のための設備の工事を開始したとき、若しくはその工事が完成したとき、事業を開始したとき、又は事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。
（指定の取消及び失効）
第五條 通商産業大臣は、指定業者が前條第一項、次條又は第七條第一項の規定に違反したときは、その指定を取り消すことができる。
二 通商産業大臣は、指定業者が第七條第一項の規定により積み立てた額が同項各号に掲げる額の合計額に達したとき、又はその事業を廃止したときは、その指定を取り消さなければならない。
三 第二條第一項の指定は、この法律の施行の日から四年を経過したときは、その効力を失ふ。
（販売価格）
第六條 指定業者は、政令で定める額をこえる価格でその生産したニツケルを販売してはならない。
（特別積立金）
第七條 指定業者は、その生産したニツケルを販売したときは、左に掲げる額の合計額（以下積立基準額）に達するまで、特別積立金として、その金に政令で定める額を積み立てなければならない。

事業計画書に記載した設備であつて通商産業省令で定める製錬設備に該当するものの工事に要した費用の額の百分の九十に相当する額
二 事業計画書に記載した設備であつて通商産業省令で定める附帯設備に該当するものの工事に要した費用の額の百分の五十に相当する額
三 通商産業大臣が指定するニツケル鉱石の取得見込価格に事業を継続するために保有することとを必要とするニツケル鉱石の数量を乗じて得た額
二 前項第三号のニツケル鉱石の数量は、ニツケル鉱石の輸入の見込及びニツケルの需給状況を考慮して、通商産業大臣が指定する。
三 指定業者は、事業のための設備の工事が完成した後、遅滞なく、工事に要した費用の額を明細書を添えて通商産業大臣に申請し、第一項第一号及び第二号に規定する費用の額の認定を受けなければならない。
（補償金）
第八條 国は、低炭素かつ豊富なニツケルの輸入の見込、ニツケル鉱石の取得価格の高騰、長期におたるニツケル鉱石の輸入の中断の見込その他これに準ずる事由が発生したため、指定業者がこの法律の施行の日から四年以内に事業を廃止し、且つ、事業を廃止した時（以下「廃業時」といふ。）における前條第一項の特別積立金の額が左に掲げる額の合計額に達しないときは、予算に定める金額の範囲内において、その差額に相当する金額

において、その差額に相当する金額をその者に補償するものとする。
一 廃業時において当該指定業者が有する前條第一項第一号又は第二号に規定する設備の工事に要した費用の額からその設備を処分することにより取得すべき額を控除した残額（これを「前條第一項第三号に規定する額をこえるときは、その額」）
二 廃業時において当該指定業者が有するニツケル鉱石の取得に要した費用の額からこれを処分することにより取得すべき額を控除した残額（これを「前條第一項第三号に規定する額をこえるときは、その額」）
三 前項の規定による補償金の交付は、指定業者が二以上あるときは、すべての指定業者が事業を廃止した後でなければ、してはならない。但し、この法律の施行の日から四年を経過した後は、この限りでない。
四 第一項の規定による補償金の交付を受けるべき者が二以上ある場合において、交付すべき額が予算に定める金額をこえるときは、各人に交付すべき額は、同項の規定により交付すべき額に應じて予算に定める金額をまん分して得た額とする。
（補償金に対する課税上の特別）
第九條 指定業者であつた者が前條の規定による補償金の交付を受けた場合において、その有する事業のための設備及びニツケル鉱石については、その補償金に相当する額

（補償金の交付を受けた日の属する事業年度以前の前事業年度において、廃業時以後、当該事業のための設備及びニツケル鉱石の一部について帳簿価額の減額又は譲渡があつたときは、その補償金の額から当該減額の額又は当該譲渡のあつた資産の譲渡直前における帳簿価額を控除した額に相当する額）の帳簿価額の減額をしたときは、その減額した額は、法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の規定による所得の計算上損金に算入する。
二 前項の規定は、法人税法第十八條から第二十一條までの申告書に前項の規定により減額した帳簿価額の額の損金算入に関する申告の記載がない場合には適用しない。
（報告及び立入検査）
第十條 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、第七條第一項の特別積立金、ニツケルの生産に要した原価その他必要な事項について、指定業者から報告を徴することができる。この場合において、指定業者が報告をせず、又はその報告が虚偽であると認められるときは、通商産業大臣は、その職員に、その事務所、営業所、工場又は倉庫に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
二 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明を携帯し、関係人に提示しなければならない。
三 第一項の規定による立入検査の

制限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(総則)

第十一條 通商産業大臣は、第五條第一項の規定による指定の取消をしようとするときは、当該指定業者に対し、相当の期間を置いて予告をなし、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、当該指定業者及び利害関係人に対し、当該事案について、証拠を提示し、意見を述べる機会を與えなければならない。

(不服の申立)

第十二條 この法律又はこの法律に基く命令の規定による通商産業大臣の処分不服のある者は、その旨を記載した書面をもつて、通商産業大臣に不服の申立をすることができ。

(決定)

第十三條 通商産業大臣は、前條の不服の申立があつたときは、第十一條の例により公開による聴聞をした後、文書をもつて決定をし、その要を不服の申立をした者に送付しなければならない。

(罰則)

第十四條 第十條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合において、その行為をした指定業者の代表者又は代理人、使用人その他の従業員は、三

万円以下の罰金に処する。

2 指定業者の代表者又は代理人、使用人その他の従業員が、その指定業者の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その指定業者に対して同項の罰金を科する。但し、指定業者の代理人、使用人その他の従業員の当該違反行為を防止するため、当該業務に對し相當の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その指定業者については、この限りでない。

附 則

この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

ニッケル製錬事業助成臨時措置法案（内閣提出）に關する報告書（最終号の附録に掲載）

緊要物資の売却に關する法律案
緊要物資の売却に關する法律案
緊要物資購入基金特別會計法（昭和二十六年法律第五十八号）第四條第一項の規定により國が緊要物資輸入基金を運用して取得する物資であつて、政令で定めるものは、時価よりも低い対価で売却することができ。但し、その対価は、当該物資の買入代金及び当該物資に係る輸入諸掛、保管料、事務取扱費その他の諸掛の合計額を下つてはならない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

緊要物資の売却に關する法律案（内閣提出）に關する報告書（最終号の附録に掲載）

〔小金鑛照君登壇〕
たゞいま議論となりまして、ニッケル製錬事業助成臨時措置法案の、通商産業委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

わが國のニッケル資源はきわめて貧乏でありまして、従つて、ほとんど全部を外國からの供給に依存してゐるものであります。最近アメリカその他の諸國が、これらの緊要物資の輸出統制を強化いたしましたため、わが國の國內市場における供給の逼迫はなほだしく、従つて、価格もまた暴騰を見るに至つたのであります。わが國においては、かつて戦時中、輸入鐵石からニッケルを製錬した経験があり、當時の設備もなお残存してゐるものがあるのであります。もと／＼わが國のニッケル製錬事業は、資源に恵まれず、立地條件が格別ないために、閉鎖情勢の推移いかんによつては、たゞちに減滅することが必至である關係上、今日におきましては、この危険を冒してまでこの事業に着手しようとする企業者はないうという実情であります。そこで、ニッケル製錬事業をこの危険から保護する措置を講ずることによつて緊急助成をはかり、もつて國民經濟の発展に寄

與せしめようとするのが、本法案の提案理由でございます。

法案の概要を申し上げますと、一定の基準に従つて製錬事業者を指定し、これら指定業者の生産品を一定の価格で販売せしめ、その利潤の中から一定の金額を積み立てさせる。そうして、他日情勢の変化によつて操業を中止しなければならぬような場合には、この積立金をもつて設備の償却その他應業による損失を補填し、なお不足するときは國がこれを補償しようとするのであります。

本法案は、去る二十一日通商産業委員会に付託せられまして、即日提案理由の説明を聴取し、爾後数回にわたつて慎重審議を重ね、一昨二十九日、討論を行ひました。討論に際し、自由党中村幸八君、国民民主黨高橋清治郎君、日本社会黨加藤謙造君、以上三氏は、いずれも所屬の黨を代表して、本法の運用に關する強い希望を付して賛成の意を表明せられ、日本共産黨代表風早八十二君は反対の意を表せられ、採決の結果、多数をもちて原案の通り可決す。きものと決しました。これらの詳細は會議録に載ります。

なお本法案が可決せられた後、自由黨高木吉之助君から、賛成討論の中に表明せられた政府に對する要望の趣旨をくんだ決議案が提出され、可決せられました。

その内容は、一、フェロニッケル製

造事業を助成するため、原鐵石買付に要する外貨資金の割当、法人税の免除等に關し、ニッケル製錬事業に對する同様の特別措置を講ずること、二、指定業者の選定、指定業者の製品の販売価格並びに補償金額の決定、その他本法運用上の重要事項を諮問するため審査會を設置すること、というのであります。

次に議題と相なりました緊要物資の売却に關する法律案につきまして、通商産業委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

まず提案の理由と、その要点を申し上げます。御承知の通り、最近輸入されまゝ稀少物資ないしは緊要物資の國內価格騰貴の結果、いわゆる特殊需要の調達価格が高くなつて参りましたので、そのためいわゆる特殊に處することが、困難ないしは不可能となるようになりまして、一面には日米經濟協力の障害となり、他面には少なざる貿易外收入の減退を來すことになりましたので、この緊要物資輸入基金をもつて取得する物資について、必要に応じて輸入原価騰貴を加えた価格で特需の受注者に拂ひ下げることによつて、特需の受注を円滑にする必要があるものであります。しかしながら、財政法並びに物品の無償貸付及び譲與等に關する法律によりまして、國の物品を時価よりも低い価格で売却すること

は、法律によつて定める場合のほかは許されないことになっておりますので、緊要物資輸入基金で取得する物資を時価より低い価格で売り拂うことが出来るようにするためには、同法律の特例を新たに設ける必要があるものであります。以上が本案の理由であります。

本法草案は、五月二十四日、当委員会に付託せられ、二十五日、政府委員より提案理由を聴取し、さつそく質疑に入り、自由党小川平二君、社会党加藤謙造君、今澄勇君、共産党風早八十

二君より、二十六日、二十七日と三日間にわたり、政府委員との間に熱心な質疑応答が展開せられました。または二十九日には、委員外発言として、社会党田中義之進君が質疑を行つたのであります。なおその内容につきましても、委員会会議録を御参照願ふことといたします。

二十九日質疑を終了し、引続き討論に入りましましたところ、自由党を代表して小川平二君、国民民主党を代表して高橋清治郎君、日本社会党を代表して今澄勇君よりそれぞれ賛成の意見が聞陳せられ、また日本共産党を代表して風早八十君より反対の意見が述べられました後、ただちに採決いたしましたところ、多数をもちまして可決いたしました次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 討論の通告が

あります。これを許します。風早八十君。

(風早八十君登壇)

○風早八十君 私は、日本共産党を代表して、ただいま上程せられし緊要物資の売拂に関する法律案、ニツケル製錬事業助成臨時措置法案の二法案に対し、絶対反対の意思を表明するものであります。

貴国連時代の中国におきまして、信賞必罰、一刀兩断の恐るべき法律として法三章といふものが出たことがありますが、今回のこの緊要物資の売拂に関する法律案は、法一條にすぎません。しかも、このたつた一條の法律案こそは、罪人を殺すかわりに、多数の労働者を殺し、一切の中小平和産業、メーカを殺し、遂には日本民族全体を戦争と破壊に導く悪魔の剣にはかならないのであります。

この国会は、三月、わが党の反対を押し切つて緊要物資輸入基金特別会計法案を採択して、この特別会計に二十五億円の巨額の予算を充てることを決定したのであります。緊要物資の売拂に関する法律案は、この二十五億円の最初の使い道として、アメリカからの軍需品注文に充てる特定のメーカに、特にニツケルを市価より安く売り拂うことを内容としたものであります。

ニツケルは、御承知のように飛行機や戦車などになくてならないボール・ベアリングや鋼丸の材料として、アメリカの大軍備拡張計画にとりましても緊要物資である。稀少品目にも数えられてゐるものであります。米國軍需資本家は、すでに八方手をまわして買ひあつてゐる。その結果、日本のごとくニツケル原鉱石も少く、生産設備も少い國では、あつたが統かず、気づてみたら、ニツケルはまるで市場から消えうせてしまつておつた。こういうわけ、市価は今トシ当り三百五十万円にも暴騰しております。こんな高いニツケルを用いて、軍需品の注文、たとへばボール・ベアリングの注文に充てたのでは、その調達値段が高くなるのは明らかであります。ところが米國は、ニツケルが安いところに先刻買ひ占めて、しかも米國においては、トシ当りわずかに邦貨換算で四十万円を出ないのであります。ですから、米國が日本にボール・ベアリングをつくらせる場合、米國でトシ当り四十万円のニツケルでつくつたボール・ベアリングより高い値段で買はずにはないのであります。他方、日本のメーカも、トシ当り三百五十万円もするニツケルをもつてボール・ベアリングをつくつて、トシ当り四十万円のニツケルでつくつたボール・ベアリングと同等の値段で売るといふわけにはいけません。

官報外 昭和二十六年六月一日

衆議院會議第四十四号 ニツケル製錬事業助成臨時措置法案外一件

力などと申しますと、まるで日本とアメリカとが、現状のままでも何等で協力し合うかのごとく、言葉はまことに美しい。また実際にも日本にとつて何ほどか利益であるかのごとき印象を與えます。現に吉田内閣は、そのような印象を與えるために、たいへん努力して来たことも事実であります。しかしながら、政府のせつかくの努力は完全に失敗に終りました。

わが党は、本年に入つて日米経済協力なる言葉が宣伝され始めたとき、いち早くその本質を暴露し、これこそ日本経済を米國の軍備拡張の下請の一環に具体的に編入するものである。その結果は、好むと好まざるとにかかわらず、日本を再軍備と再侵略の軍國日本にかり立てるものである。しかも、これら一切の費用は日本持ちでなければならぬという、とんでもないしろものである。このことを、同僚川上君の演説以来、具体的な事実の論証をもつて、再三、再四、再五指摘し、警告し続けて来たことは、御承知の通りであります。政府並びに與党の諸君は、川上君を陰謀することによりまして、その声を押さえることができたと考えておられるのでしうか。それは耳をおおつて話を盗むのたくいではありまじうまいか。

しかるに、政府並びに與党の諸君にとつてまことに災止千萬なことは、マーカーツ経済科学局長が、わが日本共産党の指摘して参りました日米経済協力の正体をそのまま裏づける声明を行つたこととあります。去る十六日、マーカーツ経済科学局長の行つた声明は、第一に、アメリカは日本に対して長期の注文をするような全般的な計画は考へていない。米國の軍需物資調達計画による日本への発注は、日本に過剰設備があり、日本に注文した方がアメリカにとつて有利だと思はれる場合に限つてその都度行われる。第二に、日本がそのより重要な品物の注文を引續いて受けたいならば、その国内価格を國際価格の水準まで引下げる政策をとらなければならぬ。第三に、日本がもしアメリカの買ひ通りの製品を、アメリカの希望する通りの品質と値段とで供給するならば、アメリカはこれに必要な原料を供給し、製品も買ひとつてやるが、そうでなければ、必要な原料もやらないし、食料も送つてやらない。以上であります。

ケルにしても、あくまで米国の国防生産方式によつて決定されるのであつて、これをボール・ベアリングをつくるのに使うことはよろしいが、自転車のような緊要でないものに使うニッケルはやらないと聲明しておきるのであります。これでは、いかに向米一辺倒論者でも、しんとならざるを得ないのであります。

日米経済協力法は、日本経済自立化の名のもとに、日本経済の他立化、日本経済の騰進を意味することは、今や明瞭であります。マーカット経済科学局長は、このことを公然と認めたばかりではなく、それはアメリカの知つたことじやないという趣旨を明らかにしております。いわく、日本が講和締結後、これまでなしとげた経済的発展を後退させるようなことがあつても、米國は日本に援助を與える責任があるとは考へていない。

私は、この法案に關しては、ただ次の二点を指摘しておけば足りると思つてあります。

その第一点は、特需と民間との關係であります。すなわち、特需メーカーにだけニッケル原料が入る結果、自動車その他——これは數百品目にわたりますが、ニッケルを材料とする平和民需メーカーは原料難に陥つて、競争關係からしてもつぶれてしまふということでありま。

第二点は、特需メーカーについて

は、その調達値段が問題になるのであります。政府は、国民の税金からなる二十五億円の一部分をもつて、ニッケルを比較的安く、特需メーカー、具体的には、たとえばボール・ベアリングのメーカーに売り拂うのでありますから、一見すれば、特需メーカーは大いに利益であるように見えます。確かに、全然ニッケル原料をもらへない平和産業メーカーに比べれば有利な立場であるに違ひありませんが、それ自身としては一向にありがたくないのです。なぜならば、ニッケルを安くもらへるとはいつても、トン当り四十万円という米國の市価のものを、政府の說明によれば、五十万円見當で買ひ取ることになるのでありますから、トン当り四十万円も高い材料をもつてボール・ベアリングならボール・ベアリングをつくり、これをアメリカで四十万円の材料でつくつたものより一割以上安い調達値段でアメリカに引渡さなければならぬ。またニッケルが入つて来ると申しまして、はたして注文品をつくるに足るだけのものが入つて来るかどうかはまつたく保障の限りでなく、結局注文を引受けさせられるための誘ひの水にすぎないということになる。一旦引受けた注文に應ずるためには、どうしても国内でトン当り三百五十万円もするニッケルを買ひあさつて材料を補わなければならない。そうすると、ますます調達コストは高くな

り、調達値段ではますます引合われぬことになるのであります。従来、政府當局は、私の質問に對して、引合われぬ値段で無理に特需を引受ける必要は毛頭なく、政府としても、そのようなことをメーカーに要求してはいない、こう答弁し続けて来たのであります。五月三十日の東京新聞にも、そのように報道しております。しかしながら、政府のこの答弁くらい、人を食つた、インチキな答弁はありません。というのは、先に述べたマーカット局長やモロー氏の言明を見れば明らかであります。いな、本日の朝日新聞は、アメリカの契約官スコット大佐と日立製作所との軍需契約について、このことを典型的に証明しておるではありませんか。

さて、しかしながら、特需メーカーは、無理にも引受けなければならない特需注文を、損をしないで引受けるとしますれば、もはや残された道は二つしか考えられない。一つは、設備の改善、機械化などによりまして、労働の生産性を増すことによつて生産コストを切り下げるということでありま。他の一つは、申すまでもなく直接労働賃金を切り下げるといふことです。このうち第一の方法をとるには、新たに長期設備資金が必要でありますが、大多数の中小メーカーには、これはまつたくできない相談です。しかし、かりに金融の道の大メーカーにしまし

ても、マーカット局長によつて、長期の注文を日本に出す計画はないとはつきり御託言をされてみると、だれが好んでわざ／＼設備の拡張をやるでしょう。結局労働賃金に切り込む道をたどる以外にはないのであります。通産當局は、私の質問に對して、調子価格は安いから……。

○副議長 岩本信行君 風早君に申し上げます。申合せの時間が過ぎましたので、簡潔に願ひます。

○風早八十二君(総) 賃金を不当に切り下げるなどということは万々ないと、臆面もなく、こういう恥知らずの答弁をいたしておりますが、その際にも私が立証したこと、特需メーカーのもので、税人的労働強化によつて、実質賃金はどん／＼切り下げられ、また臨時雇をふやすことによりまして、名目賃金そのものの大幅切下げが行われているのが実情であります。これは、先ほど申した日立製作所の例によりまして、職制の上にもう一つ

つ、者の權利を奪うことが、はつきり契約内容に盛り込まれている。このことを考えなければならぬのであります。現に中央労働委員の商大教授中山伊知郎氏さえも、経済評論の五月号で言つております。朝鮮事変以来の賃金争議の特徴は、大部分賃上げ要求ではなくして、職制の強化、これに対する反対、名目的あるいは実質的賃金の切下げに

對する反対だ、と言つてゐるのであります。次にニッケル製錬事業助成臨時措置法案であります。

○副議長 岩本信行君 風早君、時間が過ぎましたから結論を願ひます。

○風早八十二君(総) 結論に入りま。——住友系の別子鋳業の新居浜工場一社に——中を割つてみれば、この一社にニッケルの国内需要に對する全供給を集中させて、これに對して國家補償を行ふとするのがこの法案であります。これこそ——商人と政府との結びつきによる軍需生産態勢の典型的な現われではありませんか。ここに

見のがしてならないことは、新居浜でつくつたニッケルは、はたして國內の民需用に使われるかということ。この点についても、しば／＼討論を繰返したのであります。新居浜でつくられる年産千二百トンのニッケルは、特需ではなく、全部民需に用いられるものに相違ない、何回も通産大臣は、うその答弁をしておるのであります。ところが、これはもう先ほどのマーカット局長やモロー補佐官の聲明によりまして明らかであります。

私も、このときが日米経済協力の正体であり、また結果であり、そして両法案こそは、これに拍車をかける、その恥知らずの適用であり、典型的な軍事的、植民地的な法律である。

あるといわなければならないのであります。わが党は、平和と独立のもとに日本の平和産業の無制限の発展を期する立場から、断固としてこの二つの法案に反対するものであります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) これにて討論は終局いたしました。

○副議長(岩本信行君) 起立多数。よつて両案とも委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

日曜第四 農林物資規格法の一部を改正する法律案(河野謙三君外三名提出)

○副議長(岩本信行君) 日曜第四、農林物資規格法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。農林委員長千賀康治君。

農林物資規格法の一部を改正する法律案

農林物資規格法の一部を改正する法律案

農林物資規格法(昭和二十五年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第二條第二項を次のように改める。

2 この法律で「規格」とは、農林物

資の等級及びその標準(荷造、包装等の条件を含む)をいい、「日本農林規格」とは、第八條の規定により制定された規格をいう。

第二條第二項の次に次の一項を加える。

3 この法律で「登録格付機関」とは、第十七條第二項の規定により農林大臣の登録を受けた法人をいう。

第三條第二項を次のように改める。

2 調査会は、第十條第一項(第十一條において準用する場合を含む)の規定により諮問された事項を調査審議し、その結果を農林大臣に答申するものとする。

第四條第四項中「三年」を「六箇月」に、第七條中「前四條」を「第四條」に、「調査会」を「調査会の委員」に、「省令」を「政令」に改める。

第八條を次のように改める。

第八條 農林大臣は、第一條に規定する目的を達成するため必要があると認めるときは、農林物資の種類を指定して、これについての規格を制定する。

2 前項の規格は、実質的に利害関係を有する者の意向を反映するように、且つ、その適用に當つて同様な条件の下にある者に対して不公平に差別を附することがないよう

に制定しなければならない。

第九條第二項を次のように改める。

2 農林大臣は、前項の規定による申出を受けた場合において、その申出に係る種類の農林物資について日本農林規格を制定する必要があると認めるときは、理由を附してその旨を当該申出人に通知しなければならない。

第十條を次のように改める。

第十條 農林大臣は、必要があると認めるときは、日本農林規格を制定すべきかどうか、又は制定すべき日本農林規格の案について、調査会に諮問し、又は公聴会を開いて利害関係人及び学識経験のある者の意見を聞くことができる。

2 調査会は、前項の諮問を受けたときは、省令で定める公正な手続に従つてこれを審議し、その結果を農林大臣に答申しなければならない。

3 第一項の公聴会について必要な事項は、省令で定める。

第十一條を削り、第十二條中「前四條」を「前三條」に改め、同條を第十一條とし、第十三條及び第十四條をそれぞれ第十二條及び第十三條とし、改正後の第十三條の次に次の一條を加え、第十五條を削る。

(規格の使用の制限)

第十四條 都道府県又は登録格付機関は、日本農林規格の制定されて

いる農林物資について格付を行うには、日本農林規格によらなければならない。但し、輸出品取締法(昭和二十三年法律第五十三号)第三條の規定により定められた等級及びその標準又は同法第四條の規定により定められた標準若しくは條件によつて格付を行う場合は、この限りでない。

第十六條第三項中「その改正について調査会に適切な審議を行わせなければならない。」を「その改正をしなければならない。」に改め、同條を第十五條とし、第十七條第一項中農林省の機関が「農林省の機関又は登録格付機関が、省令で定めるところにより、」に改め、同條を第十六條とする。

第十六條の次に次の三條を加える。

(登録)

第十七條 登録格付機関の登録を受けようとする者は、省令で定める手続に従ひ、農林物資の種類ごとに、一万円以内において政令で定める額の手数料を納付して、農林大臣に登録の申請をしなければならない。

2 農林大臣は、前項の規定による申請があつた場合においてその申請をした者が法人であり、且つ、左に掲げる事項について農林大臣の定めて公示した登録基準に適合す

ると認められるときは、省令で定めるところにより、その登録をしなければならない。

一 格付のために使用する設備、機械及び器具

二 格付に従事する者の資格及び人員

三 格付を区域

と認められるときは、省令で定めるところにより、その登録をしなければならない。

一 格付のために使用する設備、機械及び器具

二 格付に従事する者の資格及び人員

三 格付を区域

四 事業者団体法(昭和二十三年法律第九十一号)第四條及び第五條の規定の適用を受ける事業者団体

五 前号の事業者団体の業務を行う役員又は管理人である者がその業務を行う役員又は管理人となつていない法人

三 最近二年以内において前号の法人の業務を行う役員であつた者がその業務を行う役員となつていない法人

二 次條第一項の規定により登録を取り消され、その取消の日から一年を経過しない法人

一 その法人又はその業務を行う役員がこの法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又はその執行を受けることのないとなつた日から一年を経過しないもの

五 前号の事業者団体の業務を行う役員又は管理人である者がその業務を行う役員又は管理人となつていない法人

4 登録は、左に掲げる事項を登録台帳に記載して行う。

一 登録番号

二 登録格付機関の名称及び住所

三 登録格付機関が格付を行う農林物資の種類

5 農林大臣は、第二項の登録をしたときは、遅滞なく前項に掲げる事項を公示しなければならない。

6 登録格付機関は、第四項第二号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なくその旨を農林大臣に届け出なければならない。

農林大臣は、前項の届出があつたときは、遅滞なくその旨を公示しなければならない。

(登録の取消)

第十七條の二 農林大臣は、登録格付機関が左の各号の一に該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて日本農林規格によつて行う格付の停止を命ずることができる。

一 前條第二項に規定する登録基準に適合しなくなつたとき。

二 不正な手段により登録を受けたとき。

三 この法律若しくはこの法律に基く命令の規定又はこれらの規定に基く処分と違反したとき。

2 農林大臣は、前項の規定による処分をしようとするときは、当該登録格付機関に対し、あらかじめ

め、期日、場所及び当該処分の原因たる事由を通知して公開による聴聞を行い、その者又はその代理人が証拠を提出して意見を述べる機会を與えなければならない。

3 農林大臣は、第一項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を公示しなければならない。

(日本農林規格登録格付機関という名称の使用の禁止)

第十七條の三 登録格付機関でない者は、日本農林規格登録格付機関という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

2 登録格付機関は、その登録した農林物資以外の農林物資については、日本農林規格登録格付機関という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

(規格証書等の表示の禁止)

第十八條 農林省の機関、都道府県及び登録格付機関以外の者は、農林物資又はその包装若しくは容器に規格証書又はこれに紛らわしい表示を附してはならない。

2 農林省の機関、都道府県又は登録格付機関は、第十六條第一項の規定による格付を行ったときでなければ、当該農林物資又はその包装若しくは容器に規格証書又はこれに紛らわしい表示を附してはならない。

第十九條の見出しとして「(包装材料等の再使用の制限)」を加える。

第二十一條中「(都道府県)」の下に「若しくは登録格付機関を、第二十二條第一項中「都道府県の下に「又は登録格付機関」を、(当該都道府県の下に「又は当該登録格付機関」を加え、同條第二項を削る。

第二十四條第一号中「第十四條」を「第十三條」、同條第二号中「第十八條」を「第十八條第二項」に改め、同條の次に次の三條を加え、第二十五條中「前條を、前四條に、「同條」を各本條に改める。

第二十四條の二 左の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした登録格付機関の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第十四條の規定に違反したとき。

二 第十八條第二項の規定に違反したとき。

第二十四條の三 第十七條の三第一項の規定に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

第二十四條の四 左の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした登録格付機関の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第十七條第六項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第十七條の三第二項の規定に違反したとき。

三 第二十一條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第二十二條の規定による禁止に違反したとき。

附則 第四項中「第八條から第十一條まで」を「第八條」に改める。

附則 1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 この法律の施行の現に農林物資規格調査会の委員である者の任期は、第四條第四項の改正規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して六箇月を経過した時に満了するものとする。

農林物資規格法の一部を改正する法律案に対する修正案

農林物資規格法の一部を改正する法律案に対する修正

農林物資規格法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第八條の改正規定に「(日本農林規格の制定)」の見出しをつける。

新第十七條第二項の規定中「法人」を「営利を目的としない法人」に改める。

農林物資規格法の一部を改正する法律案河野謙三君外三名提出に關する報告書

「最終号の附録に掲載」

○千賀康治君意見

た、河野謙三君外三名提出にかゝる農林物資規格法の一部を改正する法律案に關しまして、農林委員会におきまして審議の経過並びに結果について簡単に御報告申し上げます。

農林物資規格法は、米麦、雑穀等以外の農産物、林産物、畜産物、水産物につきまして、全国統一的な日本農林規格を制定し、これに基く格付を行うことによつて、これらの物資の品質の改善、生産の合理化、取引の効率化、使用消費の合理化をはかり、生産者、消費者双方に便益を供與し、ひいては國民經濟の発展に貢獻することを目的としたものであります。が、現行規定によりまして、登録格付を実施する機関は、都道府県並びに一部の物資について政府の機関のみに限定せられておるのであります。しかしながら、乳製品やびん詰、カン詰等の物資につきましては、むしろ民間団体についてこれを認めることが適當であるという理由で、農林大臣の登録を受けた法

人をも登録格付を行い得る機関とした
いというのが、改正の第一点でありま
す。

次に、日本農林規格を制定する際の
審議機関として、農林物資規格調
査会が農林省に設置されております
が、規格の制定にあつて、利害関係
のある民間人が議決権を行使するこ
とには批判の余地がありますので、
純然たる諮問機関にその性格を変更し
たいというのが、改正の第二点であ
ります。

その他若干の技術的な改正を行つて
おります。

この改正法案は、五月二十五日農林
委員会に付託され、二十九日、提案者
より提案の理由の説明を受けました
が、改正の内容も局部的でありますの
で、簡単な質疑が行われたのみで審議
を終了することとした。

しかるに、改正案の志向しますこと
とく、すべての営利法人を登録格付機
関として公認したと見するならば、
自己の生産品を不純な営利的動機でみ
ずから検査し、不正な規格証書を貼付
するといふ弊害もわが国の現状にお
いては無難ではないといふ観点に立ち
まして、共産党を除く各派より、登録
格付を行い得る法人は、これを営利を
目的としない公益法人に限定したい、
といふ趣旨の修正案が提出され、自由
党の川西清君から、その趣旨の弁明が
行われたのであります。

そこで、この修正案並びに修正部分
を除く原案につきまして、討論を省い
て採決いたしましたところ、多数をも
ちまして、いずれも可決すべきものと
決した次第であります。

以上、簡単な御報告申し上げま
す。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 採決いたしま
す。本案の委員長の報告は修正であり
ます。本案を委員長報告の通り決す
るに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(岩本信行君) 起立多数、よ
つて本案は委員長報告の通り決しま
した。

電話設備費負担臨時措置法案(内
閣提出)

○議長(岡田) 議事日程追加の緊急動
議を提出いたします。すなわち、内閣
提出、電話設備費負担臨時措置法案を
議題となし、この際委員長の報告を求
め、その審議を進められんことを望み
ます。

○副議長(岩本信行君) 福永君の動議
に御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと
認めます。よつて日程は追加せられま
した。

電話設備費負担臨時措置法案(議題
といたします。委員長の報告を求めま
す。電気通信委員長関内正一君。

電話設備費負担臨時措置法案
電話設備費負担臨時措置法
(加入申込の場合の負担)

第一條 加入電話(三十日以内の加
入期間を指定して加入申込をする
ものを除く)の加入申込をした者
は、電気通信大臣がこの法律の施
行の日から昭和三十一年三月三十
一日までの間に加入申込の承諾の
通知を発したときは、電気通信大
臣が定める期日までに、加入電話
及び電話取扱局の種類ごとに三万
円以内において政令で定める額を
支拂わなければならない。

2 前項の加入申込をした者が同項
の規定による支拂をしないときは
は、加入申込の承諾は、その効力
を失ふ。

第二條 電気通信大臣は、前條第一
項の規定による支拂があつた加入
電話に係る加入契約が加入電話の
設置の日から五年以内のその効力
を失つたときは、同項の規定によ
り支拂つた額を同項の規定による
支拂をした者又はその承継人に支
拂わなければならない。

(職業電話の復旧の場合の負担)

第三條 この法律の施行の際現に職
業により滅失している加入電話の
加入者は、電気通信大臣がこの法
律の施行の日から昭和三十一年三
月三十一日までの間にその加入電
話の復旧工事を完了したときは、

電気通信大臣が定める期日まで
に、第一條第一項の政令で定める
額を支拂わなければならない。

2 前項の加入者が同項の規定によ
る支拂をしないときは、電気通信
大臣は、同項の加入電話に係る加
入契約を解除することができる。

第四條 電気通信大臣は、前條第二
項の加入電話であつて、同項の規
定による支拂があつたものに係る
加入契約がその効力を失つたとき
は、同項の規定により支拂つた額
を加入契約が効力を失つた際に
おける加入者に支拂わなければなら
ない。

(増設機械の設置の場合の負担)

第五條 加入電話の増設機械たる交
換機又は電話機(三十日以内の使
用期間を指定して請求するものを
除く。以下同じ)増設機械という)の
設置の請求をした加入者は、電
気通信大臣がこの法律の施行の日
から昭和三十一年三月三十一日ま
での間にその請求に應ずべき旨の
通知を発したときは、電気通信大
臣が定める期日までに、設置の種
類ごとにその設置に通常要する費
用の額以内において政令で定める
額を支拂わなければならない。但
し、加入者が所有する増設機械に
ついては、この限りでない。

2 前項の加入者が同項の規定によ
る支拂をしないときは、電気通信

大臣は、同項の請求に應じないも
のとする。

第六條 電気通信大臣は、前條第一
項の規定による支拂があつた増設
機械が設置の日から十年以内に左
の各号の一に該当するに至つた
ときは、同項の規定により支拂つた
額からその設置の日からその増設
機械が左の各号の一に該当するに
至つた日までの期間(その期間に六
箇月未満の端数があるときは、そ
の端数を切り捨て、六箇月以上一
年未満の端数があるときは、その
端数を一年として計算する。以下
同じ)一年につき同項の規定によ
り支拂つた額の十分の一に相当す
る額を控除した額を、その増設機
械が左の各号の一に該当するに至
つた際における加入者又はその承
継人に支拂わなければならない。

一 加入者がその使用を廃止した
とき。

二 加入者がその設置の請求を取
り消したとき。

三 電気通信大臣がその使用を禁
止したとき。

2 前項の場合において、同項各号
の一に該当するに至つた増設機械
が前條第一項の規定による支拂が
あつた増設機械の一部であるとき
は、前項の規定により支拂すべき
額は、前條第一項の規定により支
拂つた額のうちその増設機械の一

部に係る額から、その設置された日からその増設機械が前項各号の一に該当するに至つた日までの期間一年につきその額の十分の一に相当する額を控除した額とする。

3 前二項の規定の適用については、同一の加入回線に設置された増設機械であつて、設置の日が同一であるものは、一の増設機械とみなす。

4 電気通信大臣は、第一項の場合において、その増設機械のうち共電式複式又は自動式の交換機については、その交換機を引き続きその設置の場所で使用することができないときは、その撤去に要する費用の額を同項の規定により支拂わなければならない額から控除する。

(適用除外)
第七條 この法律の規定は、国の機関の加入申込又は加入電話若しくは増設機械には、適用しない。

附則

この法律は、昭和二十六年七月一日から施行する。

電話設備費負担臨時措置法案(内閣提出)に関する報告書
〔最終号の附録に掲載〕

(附内正) 君登壇

○關内正一君 ただいま議題となりました電話設備費負担臨時措置法案に關し、電気通信委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案は内閣提出にかかるものであります。その提案理由とすると、これは、近來国民の電話加入に対する需要はますます熾烈であつて、加入申込みの積滞数は、本年一月末現在四十万を越え、昭和二十六年度末においては推定七十万余に達する状況であるが、これに対する電話拡張計画の面は、財政上の制約により、国家資金の調達に多大の困難があるのみならず、所要資材の値上り等の影響を受けて、とうてい国民の要望に沿ひがたい実情にあるので、電話に対する緊急な需要を少しでも多く充足するための臨時措置として、拡張資金の一部を利用者に負担してもらう必要があるために本案を提出したというのであります。

次に本法案の内容を申し上げます。まず附則の機關を除き、電話加入の申込みをする者及び職業電話の復旧を請求する者は一定の電話設備費を負担するものとし、その負担額は、加入電話及び電話取扱局の種類ごとに、三万円以内において政令で定める規定になつておりますが、政府の説明によれば、政令においては、単独電話は、一、二級局、すなわち六大都市及び福岡、金沢は三万円、その他の局は二万円、二共同電話は、一、二級局、三万円、その他の局は一、二級局、三万円、多線共同電話は一、二級局、三万円、その他の局は二万円となつております。また同じく国の機關を除き、増設機械の設置の要求をする者につきましても、その設備

費の実費を基準として、政令で定める額を負担せしめることとなるのであります。これらの負担金は、加入電話にあつては、新規申込みのものは五年以内、職業電話については期限を設けず、加入契約が失効したときはその全額を返還し、増設機械にあつては十年以内に、利用の廃止があつたときは、一年ごとに負担額の十分の一ずつを差引いた額を返還することとしておるのであります。

なお、この法律の施行期日は本年七月一日でありまが、この法律による設備費負担は、施行の日より昭和三十年度末に至るまでの間の臨時措置となつております。

以上、法律案の概略につき御説明をいたしましたのであります。が、電気通信委員会におきましては、本月二十九日、本案の付託を受け、三十日及び三十一日に委員会を開催して政府の提案理由を聴取し、引続き質疑を行つたのであります。

質疑応答のおもなものといたしましては、まず、この法律の施行によつてどれだけの収入があるか、またこれを財源として、年度当初計画に比しどれだけの電話を増設し得る見込みであるかという問いに對し、政府は、収入は昭和二十六年度において約三十三億四千万、増設し得る電話の数は、加入電話三万三千、甲種増設三万、乙種増設一万である旨答弁がありました。次に、

電話設備費の一部または全部を利用者に負担せしめることは、現行電話事業の經營方針の根本に反するものではないかという質疑に對し、政府は、電話事業經營の理想からすれば、設備費は國が全額を負担し、使用料金によつてこれを償却して行くことが望ましいのであるが、国家資金の不足に當面し、やむを得ざる措置としてこの方策をとつた旨答えております。また、職中設備の転用を行つた、いわゆる動員電話の復旧の場合の処理いかんという質疑に對しては、政府は、この場合は本法の適用外であると答へいたしました。

その他、甲種増設機械の所有の婦人、電話市価、本案の適用の外に置かれる国の機關の範圍等、幾多の点をめぐり質疑が重ねられたのであります。が、詳細は會議録に譲ることといたします。

かくて、委員会は本月三十一日質疑を終了し、ただちに討論に入つたのであります。が、討論に際し、自由党を代表して福永一臣君、国民民主党を代表して椎熊三郎君は、いずれも電話拡張に關する恒久的政策の樹立を要するものと、本案は現下の機微なる電話需要を緩和するやむを得ざる臨時措置としてこれに賛成する旨を述べられ、日本社会党を代表して松井政吉君は、電話設備費負担理論の再検討の必要、本法案と予算措置との関連につき論ずるとともに、この受益者負担財源の確保により、国家資金の面に予算縮小等の悪影響を與えないように警告して本案に賛成する旨の意見を述べられ、日本共産党を代表して田島ひで君は、大衆の負担増加を理由として反対意見を述べられたのであります。

次いで採決の結果、多數をもつて本案を原案の通り可決いたしました次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)
○副議長(岩本信行君) 採決いたしました。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(岩本信行君) 起立者多數。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

理容師法の一部を改正する法律案(高橋等君外十一名提出)

○議長(高橋等君外十一名提出) 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、高橋等君外十一名提出、理容師法の一部を改正する法律案を議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(岩本信行君) 福永君の勸諭に御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

理容師法の一部を改正する法律案を
議題といたします。委員長の報告を求
めます。厚生委員会理事高橋等君。

理容師法の一部を改正する法律案
理容師法の一部を改正する法律
理容師法（昭和二十二年法律第二
百三十四号）の一部を次のように改
正する。

題名を「理容師美容師法」に改め
る。

第一条第二項、第四項及び第六項
を削り、同條中「理髪を」を「理容」に、
「理髪師を」を「理容師」に、「理髪所」を
「理容所」に改める。

第二条中「理髪師養成施設を」「理
容師養成施設に」、「理髪師を」「理容
師に」、「更に一年以上の実地習練を
終た者は」、「を一年以上の実地習練
を終た者であつて更に都道府県知事
が行う理容師試験に合格したもの
は」に改める。

第三条中「更に一年以上の実地習
練を終た者は」、「を一年以上の実地
習練を終た者であつて更に都道府県
知事が行う理容師試験に合格したも
のは」に改める。

第五條第二項中「理容師名簿」を
「理容師名簿及び美容師名簿」に改
め、同條第二項を削り、同條第三項
中「前二項を」を「前項に」、「理容師を」
「理容師又は美容師に」改める。

第六條中「理髪師を」「理容師」に、
「理髪所を」「理容所」に改める。

第六條の次に次の一條を加える。

第六條の二 理容師又は美容師は、
理容所又は美容所以外において、
その業をしてはならない。但し、
省令で定めるところにより、特別
の事情がある場合には、理容所又
は美容所以外の場所においてその
業を行うことができる。

第七條中「理容師を」「理容師又は
美容師」に改める。

第八條中「理容師を」「理容師又は
美容師」に、「理容」を「理容又は美
容」に改める。

第九條及び第十條中「理容師」を
「理容師又は美容師」に改める。

第十一條を次のように改める。
第十一條 理容所又は美容所を開設
しようとする者は、省令の定める
ところにより、理容所又は美容所の
位置、設備等を開設の日の十五日
前までに都道府県知事に届け出な
ければならない。届け出た事項を
変更しようとするときも、同様と
する。

理容所又は美容所の開設者は、
その理容所又は美容所を廃止した
ときは、すみやかに都道府県知事
に届け出なければならない。

第十二條から第十四條まで中
「理容所を」「理容所又は美容所」に
改める。

第十四條の次に次の二條を加え
る。

第十四條の二 理容師又は美容師
は、理容師会又は美容師会を組織
して、技術の向上及び施設の改善
を図り、会員の指導及び連絡に資
することができる。

理容師会又は美容師会は、その
主たる事務所の所在地を管轄する
保健所の長に、省令の定めるところ
により、設立の届出をするもの
とする。

二以上の理容師会若しくは美容
師会又は理容師会及び美容師会
は、連合会を組織することができる。

二以上の都道府県の理容師会又
は美容師会を会員とする連合会
は、厚生大臣に、その他の連合会
は、その都道府県知事に、省令の定
めるところにより、設立の届出を
するものとする。

第十四條の三 都道府県は、都道府
県知事の諮問に応じて理容及び美
容に関する重要事項を調査審議さ
せるため、審議会を置くことがで
きる。

第十五條第一「規中第六條の下に
「又は第六條の二」を加え、同條第
四号中「前條を」「第十四條」に、「理容
所」を「理容所又は美容所」に改め
る。

第十七條の二中「理容師を」「理容
師又は美容師」に改める。

第二十一條第二項中「理髪師」を

「理容師に」、「理容師を」「理容師又
は美容師」に改める。

附則
1. この法律は、公布の日から施行
する。

2. この法律施行の際、現にこの法
律による改正前の理容師法第二條
又は第三條の規定により、理髪師
養成施設若しくは美容師養成施設
において修習中の者又は修習を終
えていない者は、昭和二十八年六月
三十日までは、なお従前の規定に
より理髪師又は美容師の免許を受
けることができる。

3. 従前の規定による理髪師若しく
は美容師の免許を受けた者又はこ
れを受けた者とみなされた者は、こ
の法律による改正後の理容師美容
師法の規定による理容師又は美
容師の免許を受けた者とみなす。

4. 理容師法特例（昭和二十三年法
律第六十七号）の一部を次のよう
に改正する。

第二條及び第一條中「理容師法」
を「理容師美容師法」に、「都道府
県知事の免許を受けて理容師にな
ることができる。」を「都道府県知
事の免許を受けて理容師又は美容
師になることができる。」に改め
る。

理容師法の一部を改正する法律案
に対する修正案

理容師法の一部を改正する法律
案に対する修正

理容師法の一部を改正する法律案
を次のように修正する。

「第十四條の次に次の二條を加え
る。」を第十四條の次に次の一條を
加える。」に改める。

第十四條の三を削る。
理容師法の一部を改正する法律案
（高橋等君外十一名提出）に関する
報告書
（最終号の附録に掲載）

○高橋等君（理容）
ただいま議題となりまし
た理容師法の一部を改正する法律案に
つきまして、厚生委員会における審議
の経過並びに結果を御報告申し上げま
す。

本法施行以来の実績にかんがみまし
て、理容師及び美容師の知識技能を向
上し、公衆衛生の増進をはからうとす
るのが、本改正案の目的であります。

本改正案のおもなる点を申し上げます。
従来、理容師及び美容師は、養成
施設で一年以上知識技能を修得し、さ
らに一年以上実地習練を終えた者に対
して免許を與えていたものであります
が、その知識技能を檢定することは公
衆衛生上欠くべからざるものと考えら
れますので、この際これらの者に対し
て都道府県知事の試験を受け、合格

した者に免許を與へることとしたのであります。

次に、衛生を完全にいたしましたため、理容所及び美容所の開設は事前届出制とし、理容所または美容の業を行う者は、理容所または美容所において行われねばならないこととし、やむを得ない場合にのみ出張営業を認むることにいたしましたのであります。

次に改正の点は、技術、施設の改善、その相互の連絡をはかりますために、理容師会、美容師会、またはこれらの連合会を組織することができるようになしたことであります。また、この法律の題名を理容師美容師法と改め、それに伴う條文の修正を行つたのであります。

本法案は、五月二十九日、本委員会に付託せられ、三十日、提案者より提案理由の説明を聴取した後、同日及び三十一日、委員と提案者及び政府委員との間にきわめて熱心なる質疑応答が行われました。自由党の山村委員より、審議会の設置は必要であるから、第十四條の三を削除すべきである、との修正案が提出されたのであります。

かくて討論を経て、まず修正案について採決いたしましたところ、委員一致可決すべきものと決し、次いで修正部分を除く原案につき採決いたしましたところ、多数をもつて可決すべきものと決した次第であります。

右御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(若本健行君) 採決いたしました。本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)
○副議長(若本健行君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り決しました。

明日は午後一時より本会議を開きます。
本日はこれにて散会いたします。
午後三時十九分散会

- 出席閣僚大臣
法務総裁 大橋 武夫君
通商産業大臣 橋本 龍雄君
出席政府委員
内閣官房長官 岡崎 勝男君
地方自治政務次官 小野 哲君
厚生政務次官 平澤 長吉君
厚生省公衆衛生局長 山口 正義君
農林政務次官 島村 重文君
農林省農務局長 加藤隆太郎君
電気通信政務次官 加藤隆太郎君

朗読を省略した報告
一、去る二十八日の法律の公布を委上し、その旨参議院に通知した。
信用金庫法
計量法施行法
硫黄アンモニア増産及配給制限法を廃止する法律

民間學術研究機関の助成に関する法律

鉄道敷設法の一部を改正する法律

道路運送法
道路運送法施行法
自動車運送法
自動車運送法施行法
道路運送車両法
道路運送車両法施行法
郵便法の一部を改正する法律
計量法
信用金庫法施行法
公営住宅法

一、去る二十八日本院は第十回国会の会期を五月二十九日から六月二日まで五日間延長することを議決し、その旨参議院及び内閣に通知した。

一、去る二十八日佐藤参議院議長から林議長宛、参議院は国会の会期を六月二日まで五日間延長することを議決した旨の通知書を受領した。

一、国会は次の法律を議決し、国会法第六十五條及び地方自治法第二百六十一條により去る二十九日内閣に送付及び通知し、その旨参議院に通知した。

一、昨三十一日国会において承認することとを議決した次の件を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。
漁港法第十七條第二項の規定により、漁港整備計画について承認を求めるの件

一、昨三十一日近藤参議院事務局長から大池事務局長宛、参議院は同院の両

ら、日本放送協會経営委員会委員に大原隆一郎君、宇野重吉君及び西谷太郎君を任命したので放送法第十六條第一項の規定により本院の同意を得た旨の要請書を受領した。

一、去る二十九日内閣を經由して地方財政委員会委員長野村秀雄君から、地方財政委員会設置法第十四條の規定により、地方財政の概況報告書を受領した。

一、去る二十九日内閣を經由して地方財政委員会委員長野村秀雄君から、地方財政平衡交付金法第七條の規定に基き、昭和二十六年地方團體の歳入歳出の総額の見込額書を受領した。

一、昨三十一日次の法律の公布を委上し、その旨参議院に通知した。
港海法の一部を改正する法律
森林法
森林法施行法
身体障害者福祉法の一部を改正する法律
有価証券の処分と調整等に関する法律の廃止に関する法律

一、昨三十一日国会において承認することとを議決した次の件を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。
漁港法第十七條第二項の規定により、漁港整備計画について承認を求めるの件

一、昨三十一日近藤参議院事務局長から大池事務局長宛、参議院は同院の両

院法務委員会委員鈴木安孝君及び小林英三君の辞任による補欠として小杉兼安君及び津和野大君を選舉した旨の通知書を受領した。

一、昨三十一日衆議院規則第十四條但書により議長において議長を次の通り変更した。

- 一〇四 大内 一郎君
一六四 山本 久雄君
一七六 木間 俊一君
一九四 長尾 達生君
二二五 尾関 義一君
二四〇 小野瀬忠兵衛君
二五二 吉武 忠市君
二五五 平井 義一君
二五六 坪川 信三君
二五七 増田甲子七君
二六一 佐藤 啓君
二六二 登谷 秀次君
二六五 大橋 武夫君
二六六 岡野 清義君
三三〇 廣川 弘義君
四一八 根本龍太郎君

一、去る二十八日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

内閣委員会
理事 坂田 英一君(理事坂田英一君去る二十七日委員辭任につきその補欠)

文部委員会
理事 岡庭右エ門君(理事岡庭右エ門君去る二十八日委員辭任につきその補欠)

文部委員会
理事 岡庭右エ門君(理事岡庭右エ門君去る二十八日委員辭任につきその補欠)

一〇五

一、去る二十八日衆議院において、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。
信用金庫法案
解井沢園際親善文化観光都市建設法案
民間學術研究機關の助成に関する法律案

鉄道敷設法の一部を改正する法律案
一、去る二十八日衆議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
計量法施行法案
破産アンモニア増産及配給統制法を廃止する法律案
道路運送法案
道路運送法施行法案
自動車抵当法施行法案
自動車抵当法施行法案
道路運送車両法施行法案
郵便法の一部を改正する法律案
一、去る二十九日議員から提出した議案は次の通りである。
理容師法の一部を改正する法律案
(高橋等君外十一名提出)
厚生委員会 付託

電話設備費負担臨時措置法案(内閣提出第一八一号)
電気通信委員会 付託
一、去る二十九日予備審査のため次の本院議員提出案を衆議院に送付した。
理容師法の一部を改正する法律案
(高橋等君外十一名提出)
一、昨三十日衆議院から受領した同院提出案は次の通りである。
土地收用法案
土地收用法施行法案
一、昨三十日委員会に付託された議案は次の通りである。
土地收用法案(衆議院提出、参法第二三三号)
土地收用法施行法案(衆議院提出、参法第二四号)
以上二件 建設委員会 付託

一、昨三十日衆議院において、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。
酒税法の一部を改正する法律案
森林法施行法案
一、昨三十日衆議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
身体障害者福祉法の一部を改正する法律案
有価証券の処分調整等に関する法律の廃止に関する法律案
一、昨三十日衆議院において、次の内閣提出案を承認することを議決した旨の通知書を受領した。
漁港法第十七條第二項の規定により、漁港整備計画について承認を求めるの件

衆議院會議第三十七号中正誤
頁 段 行 誤 正
支 三 岩沢忠雄君 岩沢忠雄君
六 提出 外六名提出
衆議院會議第三十九号中正誤
頁 段 行 誤 正
支 三 岩沢忠雄君 岩沢忠雄君
六 提出 外六名提出
衆議院會議第四十号中正誤
頁 段 行 誤 正
支 三 岩沢忠雄君 岩沢忠雄君
六 提出 外六名提出

衆議院會議第四十号中正誤
頁 段 行 誤 正
支 三 岩沢忠雄君 岩沢忠雄君
六 提出 外六名提出
衆議院會議第四十号中正誤
頁 段 行 誤 正
支 三 岩沢忠雄君 岩沢忠雄君
六 提出 外六名提出

定価 部 六円五十銭
送料実費
発行所 東京都新宿区市谷本村町
電話 九段五三二一
郵便 東京一五〇〇
印刷 斤